

静岡県立農林大学校の設置、管理及び授業料等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第5号

静岡県立農林大学校の設置、管理及び授業料等に関する条例を廃止する条例

静岡県立農林大学校の設置、管理及び授業料等に関する条例（平成10年静岡県条例第37号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（職業訓練等手当）</p> <p><b>第13条</b> 職業訓練等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>農林大学校又は漁業高等学園に勤務し、農業又は漁業に関する実習教育を担当する職員が、当該実習教育に従事したとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（職業訓練等手当）</p> <p><b>第13条</b> 職業訓練等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁業高等学園に勤務し、漁業に関する実習教育を担当する職員が、当該実習教育に従事したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。